

令和元年11月29日

保護者各位

野田市教育委員会教育長 佐藤 裕
野田市立川間中学校長 早川 博

インフルエンザ罹患後の治癒証明書の取扱いについて（通知）

日頃より、学校の保健活動に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

このことについては、感染症の集団感染予防のため、インフルエンザ罹患後、登校する際に「治癒証明書（医師記入）」の提出をお願いしておりましたが、教育委員会では野田市医師会から医学的に知見でご意見をいただきながら、協議を行った結果、インフルエンザ罹患後の「治癒証明書」の提出を求めず、登校届の提出をもって、学校長が判断するとなりました。

つきましては、インフルエンザ罹患後の治癒証明書の提出を不要とし、登校届の提出をお願いすることになりますので、よろしくお願ひします。

なお、感染症の種類によっては、集団感染予防のため、引き続き「治癒証明書（医師記入）」の提出をお願いするものもありますので、御理解いただきますようお願いいたします。

※「治癒証明書」は、医療機関で医師に記入してもらい、医療機関から発行されるものです。※「登校届」は、医師の診察を受けた後、保護者が児童の症状等を記入いただくものです。

1 「治癒証明書」「登校届」の提出区分

	記入者	提出の必要な感染症
治癒証明書	医療機関 (医師)	インフルエンザ、麻しん（はしか） 風しん・水痘（水ぼうそう） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・結核 アデノウイルス感染症（咽頭結膜熱・プール熱） 流行性角結膜炎・百日咳 腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等） 急性出血性結膜炎・髄膜炎菌性髄膜炎
登校届	保護者	<u>インフルエンザ</u> 溶連菌感染症・マイコプラズマ肺炎・手足口病 伝染性紅斑（りんご病） 感染性胃腸炎（ノロ、ロタウイルス等） ヘルパンギーナ・RSウイルス性感染症 帯状疱疹（すべての発しんが痂皮化してから） 突発性発しん

【問合せ先】野田市教育委員会 学校教育課保健給食係
Tel 7125-1111（内線2622）

インフルエンザと診断された場合の対応について

お子様がインフルエンザと診断された場合には、次のとおり対応してください。

- 1 医師からインフルエンザに感染していると診断されたら、速やかに学校に報告する。

報告する内容

- ① 児童生徒名
- ② 学年クラス
- ③ 発症日
- ④ 医療機関の受診日
- ⑤ 受診した医療機関名
- ⑥ 診断名（例 インフルエンザA、インフルエンザB）
- ⑦ 症状（体温、頭痛及びだるさがあるか 等）
- ⑧ 家族に同様の症状や診断された方がいるか

- 2 医師の診断のもと自宅療養

医師により療養中の過ごし方と登校可能日の指示を仰いでください。

自宅療養中は毎日検温を行ってください。

- 3 登校可能な状況となった場合には「登校届」を学校に提出する。

● インフルエンザ 出席停止期間の目安

医師の指示に基づき登校していただくこととなりますが、出席停止期間は、「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで」とされています。【発症日を0日目と数える。】

※ 本表は目安となるものですので、登校可能日は医師の指示を仰いでください。

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後 1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可能		
出席停止期間									
発症後 2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	登校可能		
出席停止期間									
発症後 3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能		
出席停止期間									
発症後 4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能	
出席停止期間									
発症後 5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能
出席停止期間									

※ 発症した日、熱が下がった日の翌日が1日目となります。